

## I. 平成 30 年度関税改正を巡る諸情勢

### 1. 関税率及び関税制度を巡る国際状況

これまで世界経済の発展を支えてきた自由貿易体制は、大きな課題に直面している。第 2 次大戦後、過去半世紀に渡り統合の深化を進めてきた欧州では、英国が EU から離脱すべく交渉を行っている。また、米国は、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定から離脱を宣言し、既存の経済連携協定の見直しを進めている。このような中、国際的貿易体制における保護主義の高まりが懸念されている。

こうした状況下であるからこそ、これまで自由貿易体制の恩恵を受けてきた我が国として、自由で公正な経済圏を創り上げる役割を今まで以上に果たしていくことが、我が国経済にとっても、そして世界経済にとっても益々重要な意味を持つ。公正なルールに基づく国際貿易体制を構築することで、適切な経済的機会を創出し、また世界経済の成長の源泉を豊かなものとする事ができる。

本年 11 月における米国抜き TPP11 の大筋合意、また 12 月の日 EU 経済連携協定の交渉妥結に至る過程で、我が国は重要な役割を果たした。これらの広域経済連携協定 (メガ FTA) は、貿易のみならず投資等の分野における高水準の自由化・透明化を確保するものであり、世界経済において自由で公正な経済秩序を構築していく上で非常に重要なものである。自国の利益を優先する保護主義的な傾向の高まりが世界中で懸念される中、我が国がこれらメガ FTA の着実な発効に向けて引き続き主導的に交渉を行っていくことは極めて重要であり、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 等、他のメガ FTA の推進にもつながると期待される。

### 2. 税関行政を取り巻く状況

我が国税関は、社会や経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化が進行する中で、その使命である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、及び「貿易の円滑化」を引き続き着実に果たしていくことが重要である。

「安全・安心な社会の実現」の観点からは、2019 年に G20 首脳会議、ラグビーワールドカップ、そして 2020 年にオリンピック・パラリンピックの日本開催を迎える中、観光立国を実現しつつ、テロ対策に万全を期す必要がある。また、本年の覚醒剤の押収量は約 1 トンとなっており、巧妙化・多様化する犯罪に対し、効果的・効率的な水際取締りが求められている。

次に、「適正かつ公平な関税等の徴収」の観点からは、昨今社会問題化している金の密輸入に対する対応が特に急務となっている。本年は既に 9 月までの 9 ヶ月間で前年 1 年間の摘発量の 1.5 倍を上回る金の密輸入が摘発されている。訪日外国人旅客が今後益々

増加することが見込まれる中、水際での検査を一層強化するとともに、金の密輸入等に対する罰則の強化が必要である。

更に「貿易の円滑化」の観点からは、国際的な旅客の往来や貨物・郵便物の取引が増加傾向にあり、適正な通関を確保しつつ、その手続を引き続き迅速に行うことが重要である。また、輸出入申告官署の自由化が実施されたところであり、今後ともその円滑な運用に努めることが重要である。

## II. 平成 30 年度関税改正等についての考え方

### 1. 暫定税率の適用期限の延長等

#### (1) 暫定税率の適用期限の延長等

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等との間の利益調整に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

現在設定されている 418 品目の暫定税率について、上記の考え方に沿って検討を行った結果、392 品目の暫定税率の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

また、銅・鉛・亜鉛の地金（26 品目）については、今後、中長期的に関税率の見直しを行う蓋然性が認められないことから、暫定税率を廃止し、基本税率化することが適当である。

#### (2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限の延長等

特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率と同様に、その適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

牛肉に係る関税の緊急措置については、米国での牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生以降、発動基準数量に係る特例措置を設けている。現時点の牛肉の輸入数量は、米国での BSE 発生前の水準に回復したとは言い難いことから、平成 30 年度においても特例措置を継続することが適当である。

なお、牛肉に係る関税の緊急措置については、本年、冷凍牛肉に対して 21 年ぶりに発動されたところであり、その効果等を検証するとともに、円滑かつ安定的な輸入の実現を図る観点も踏まえて、制度の在り方について引き続き検討することが適当である。

### 2. 個別品目の関税率等の見直し

#### (1) ラミー系の関税率の見直し

主に、麻製品の原料となるラミー系は、植物の苧麻（ちょま）を原料として紡績される天然繊維であるが、原料主産国である中国における苧麻の生産減少を受けて価格が高騰している。国内麻製品製造業は、輸入ラミー系の価格高騰を受けて中国製麻製品との競争が激化しており、国産ラミー系と輸入ラミー系が競合していないことを踏まえ、国内麻製品製造業の国際競争力を維持する観点から、ラミー系の関税（基本税

率) を無税とすることが適当である。

(2) 小手の関税率の見直し

剣道用の小手は、剣道防具一式の一部として輸入する場合は関税無税となる一方、小手のみを輸入する場合は関税率表第 6216.00 号(手袋、ミトン及びミット)に分類され有税となっている。平成 24 年度から中学武道が必修化している中、国産胴台等と輸入小手を組み合わせる場合に、防具一式すべてを輸入する場合と比べて、できるだけ割高とならないようにすることが求められている。また、国内生産される小手は高付加価値製品であり輸入品と競合しない。関税の撤廃は、国内産業の製造に支障を来さずに消費者利益に資するものであるから、第 6216.00 号に新たな税細分を設け、適用される関税(基本税率)を無税とすることが適当である。

(3) 化粧品についての税細分の統合

化粧品の分類については、これまで関税率表第 3307.90 号における「その他のもの」の国内税細分として、「油、脂又はろうをもととした調製品」(WTO 協定税率 4.8%)と「その他のもの」(WTO 協定税率 4%)とで分けられているが、分類を判断するために成分割合や製造工程等に関する資料が必要となっている。輸入者・税関双方の事務負担軽減、貿易円滑化の観点から、国内税細分を統合し、関税(基本税率)を WTO 協定税率のうち低い水準である 4%とすることが適当である。

(4) 繊維製品についての税細分の統合

関税率表第 61 類から第 63 類までの繊維製品については、国内税細分として、「ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」と「その他のもの」が存在するが、分類を判断するために製造工程や材料等に関する資料が必要となっている。輸入者・税関双方の事務負担軽減、貿易円滑化の観点から、国内産業への影響の大きい一部の品目を除いてこれらの国内税細分を統合し、関税(基本税率)を統合前の各細分における WTO 協定税率のうち最も低い水準に統一することが適当である。

3. 特恵関税制度に関する見直し

(1) 特恵関税適用除外措置の適用

特恵関税制度は、開発途上国を支援する観点から、開発途上国を原産地とする特定の輸入物品に対して、一般の税率よりも低い特恵税率を適用する制度である。一定の経済発展を遂げた国に対しては適用除外措置が設けられているが、適用実績が高中所得国の一部に偏在する状況を踏まえ、平成 29 年度関税改正において、全面適用除外措置及び部分適用除外措置について見直しを行った。

この新しい部分適用除外措置の基準により、農水産品 9 品目及び鉱工業品 861 品目（いずれも輸入統計品目番号（9 桁）ベース）が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、特惠税率の適用対象から除外されることとなる。

なお、従来からの全面適用除外措置の基準により、セーシェル及びアンティグア・バーブーダについて、平成 30 年 4 月 1 日から特惠税率の適用対象から除外されることとなる。さらに、国別・品目別特惠適用除外措置の基準により、農水産品 2 品目及び鉱工業品 49 品目（いずれも輸入統計品目番号（9 桁）ベース）が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで、特惠税率の適用対象から除外されることとなる。

## (2) 特惠関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し

特惠関税適用除外措置の見直しに伴い、平成 30 年度以降、適用除外対象品目が増加する。我が国の産業への影響及び国内生産の状況等を踏まえ、ジスプロシウム鉄合金、水酸化アルミニウム、パラ・ターシャリ・ブチルフェノール、オキシ塩化ジルコニウム、水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム／水酸化テトラエチルアンモニウム、亜麻糸（単糸）の 6 品目について、関税（基本税率）を無税とすることが適当である。

## (3) 特惠関税適用貨物に対する事後確認手続等の規定の整備

現在、税関が輸入通関後に行う原産性の事後確認については、具体的な手続規定が法令上存在せず、輸入者や特惠受益国の協力が不十分な場合等に適切な事後確認の実施が困難となっている。また、平成 29 年度関税改正における特惠関税適用除外措置の見直しに伴い特惠受益国を介した迂回輸入が増加する可能性も考えられる。

こうした状況を踏まえ、原産性の確認を一層確実に行うため、特惠関税適用貨物に対する事後確認手続及び特惠否認要件（特惠受益国の協力が不十分な場合等）に係る規定を整備することが適当である。

## 4. 金の密輸入に対する罰則強化

近年、輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入が急増しているが、金の密輸入は、組織的に行われることも多く、密輸入を通じて得られた利益が犯罪組織の資金源になっている可能性があり、悪質性が極めて高い。金を密輸入した場合は、関税法上の無許可輸出入等の罪が成立するが、現下の金の密輸入の発生状況を踏まえると、現在の罰則は、抑止効果を発揮できる十分な水準とは言い難い。また、金の密輸入を根絶する観点からは、金の密輸入者のみではなく、悪質な国内買取業者や国内で換金した現金を密輸出する者に対しても厳正に対処する必要がある。

金の密輸入に対する抑止効果を高め、密輸入者等を一層厳正に処分するため、無許可輸出入等の罪及び密輸品譲受等の罪の罰金額を大幅に引き上げることが適当である。

## 5. その他

### (1) 成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき定められた「成年後見制度利用促進基本計画」において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度については、必要な見直しを行うとされていることから、通関業法上の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「通関業及び通関士の業務を適正に遂行する能力を有しない者」である旨の実質的な規定に改めることが適当である。

### (2) 子畜用配合飼料規格の見直し

子畜用配合飼料の原料となる脱脂粉乳及びホエイは、食品への流用防止措置を講じることで無税での輸入が認められており、当該流用防止措置の一つとして、食用不適化のため、子畜用配合飼料に抗菌性飼料添加物を添加する規格が定められている。こうした中、農林水産省は、薬剤耐性対策を推進する観点から、人の健康への影響があると評価された抗菌性飼料添加物の使用を禁止する方針を決定したところである。

薬剤耐性対策を推進する観点から、抗菌性飼料添加物を添加することとされている現行の規格に代え、食品添加物として認められていない他の飼料添加物（ヨウ素酸カルシウム等）を添加するよう、子畜用配合飼料規格を変更することが適当である。

### (3) 紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠の簡素化

紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠は、①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分が設けられ、諸外国と比較しても複雑な免税区分となっており、入国旅客にとって分かりにくく、また、税関にとっても免税の可否の判断に時間がかかり、迅速な通関の妨げとなっている場合がある。

今後、入国旅客の一層の増加が見込まれる中、紙巻たばこに係る免税枠の区分を撤廃して免税数量を 400 本に統合・簡素化し、3年の経過期間後に諸外国と同等の水準である 200 本とすることが適当である。また、紙巻たばこ以外のたばこ（葉巻たばこ等）についても、同様に見直しを行うことが適当である。

### (4) 輸出入・港湾関連情報処理センターの在り方の見直し

我が国の国際物流の基幹的なシステムである輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を運営するNACCSセンターは、平成20年に株式会社として民営化された。これは、国による一定の関与の下、NACCSセンターの公平、中立かつ安定的な運営を確保する一方、民間活力による業務運営の効率化を目指したものである。

民営化のための改正法附則においては、民営化後10年以内に会社の在り方について検討を加えることとされているが、この間、政府は約半数の株式を民間に売却するとともに、NACCSは、関係省庁のシステム統合を進めて利便性を高め、本年10月に約8年ぶりにシステム更改が行われるなど、我が国通関手続等のインフラとしての地

位を高めている。今後とも、国の政策を確実かつ適切に実施していく観点から国が関与しつつ、株式会社として民間活力を活かした経営を行うという現在のバランスある体制を維持することとし、引き続き、NACCSセンターにおいて、政府とともに、コスト削減及び利便性向上の両面から、その業務運営全般に係る検討を行っていくことを期待する。

(5) 貿易統計の在り方の見直し

GDP統計の見直しや証拠に基づく政策立案（EBPM）など、近年統計全般に対する注目が高まる中、貿易統計についても幅広い利用者に対して利便性の高い情報を提供することが必要との観点から、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」を立ち上げ、報告書が取りまとめられたところである。

この報告書に基づき、貿易統計確定値公表後の数値の修正、貿易統計ホームページの内容、貿易統計における詳細情報の非公表化について、実施に係る事務負担等を含むコストの検証、関連する統計への影響への配慮、実施に際しての周知等に十分に留意のうえ、可能な限り早期に必要な見直しを行うことが適当である。